

○その他の主な手当(23年4月1日現在)

手当名	支給の内容
扶養手当	○配偶者 月額13,000円 ○配偶者以外の扶養親族一人につき 月額6,500円 ○職員に配偶者のない場合 扶養親族一人につき11,000円 ○16歳から満22歳の子一人につき5,000円加算
住居手当	○借家・間借りなどの場合 月額27,000円限度(月額12,000円以上を負担している職員に対し、家賃額の45%以内で支給)
住居手当	○片道2km以上月額2,000円～片道20km以上月額24,500円
管理職手当	○課長級及び補佐級の職員に対して、給与月額5%～2%支給
特殊勤務手当	○老人ホーム(指導員、看護師、支援員) 月額6,000円 ○保育士 月額10,000円 ○指導主事 給与月額の29% ○鹿児島事務所職員 給与月額の7%
宿日直手当	○1回4,200円

■職員の勤務時間とその他の勤務条件の状況

○勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(週38時間45分)

○年次休暇の取得状況(23年中) 平均13.2日 ○育児休業の取得状況(23年中の新たな取得件数) なし

○その他の休暇制度

休暇名	付与日数	概要
病気休暇	90日を超えない範囲(公務以外)	疾病などで療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められた場
特別休暇	休暇の種類により期間が定められている	産前産後、出産休暇、子の看護休暇、育児休暇、夏期休暇、慶弔休暇など。
介護休暇	連続する6月の範囲内において必要と認められる期間	配偶者や父母などの疾病及び老齢等により、日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合。(無給)

■職員の分限及び懲戒処分の状況(23年中)

○分限処分 2件(休職)

○懲戒処分 6件(法令違反)

※分限処分とは、職員が職責を十分に果たせない場合に、公務の能率維持などを目的として行われ、降任、免職、休職などの処分があります。懲戒処分とは、職員の義務違反などがある場合に、公務における規律と秩序維持を目的として行われ、戒告、減給、停職、免職の処分があります。

■職員の福祉及び利益の保護の状況(23年度)

○健康診断などの状況

・人間ドック受診者数 58人

・定期健康診断受診者数 152人

○公務災害の認定件数 なし

○勤務条件に関する措置要求 なし

○不利益処分に関する不服申し立て なし

■職員のサービスの状況(23年度)

○職員の営利企業等従事許可の状況 なし

■職員の研修及び勤務成績の評定の状況(23年度)

○人事交流及び派遣状況

交流及び派遣先	人数	期間
大島支庁沖永良部事務所	1人	21年4月1日～23年3月31日
県総務部市町村課	1人	23年4月1日～24年3月31日
東北地方太平洋沖地震被災県	1人	23年5月31日～23年6月6日

○職員研修の実施の状況

研修名	受講者数	研修内容(開催場所)
新規職員研修	8人	地方自治制度、地方公務員制度、接遇(鹿児島市)
新任係長研修	5人	係長に必要な役割の習得(鹿児島市)
新任課長研修	3人	管理能力の向上とスキルの習得(鹿児島市)
HPリニューアル操作研修	95人	町HPのリニューアルに伴う操作研修(知名町)
メンタルヘルス研修会(補佐級以上)	18人	メンタルヘルスに関する基礎知識(知名町)
窓口サービスステップアップ研修	44人	職員の接遇能力や管理監督者の指導能力(知名町)
クレーム対応研修	3人	クレームを受けた際の対応を習得(鹿児島市)

○勤務成績の評価の状況 実施していません。